

●香川県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年12月20日から平成26年1月10日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 田面入野山線（132号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市水主1979番2地先から 東かがわ市水主1637番1地先まで	13.9~25.1	116	平成15年香川県告示第 101号で変更した区域 の一部
東かがわ市水主1633番1地先から 東かがわ市入野山字宗心1929番地先まで	11.4~72.6	115	

- 4 供用開始の期日 平成25年12月20日